

令和7年度みやざき小中学校学習状況調査業務企画提案競技実施要領

令和7年4月9日
宮崎県教育庁義務教育課

1 事業目的

児童生徒の学習状況について、各教科調査と意識調査の両面から把握し、教員の授業改善及び個や学校の課題に応じた支援を充実させることにより、児童生徒に今求められる資質・能力を確実に育み、本県の未来を担う人材を育成する。

2 企画提案及び契約の手順

一定の資格条件に該当する事業者から、公募により本委託業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容であると認めた提案を行った者と随意契約を締結する。

3 企画提案競技に付する事項

(1) 委託業務の名称

令和7年度みやざき小中学校学習状況調査業務

(2) 業務内容

この実施要領及び「令和7年度みやざき小中学校学習状況調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 提案上限額

22,138千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 提案上限額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 支払方法は、委託業務完了後の精算払とする。

4 企画提案競技及び契約の手続事務を担当する部局

宮崎県教育庁 義務教育課 義務教育・学力向上第二担当

〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号（宮崎県庁3号館3階）

電話：0985-26-7239

E-Mail アドレス：gimukyoiku@pref.miyazaki.lg.jp

5 仕様書等の配付場所及び配付期間

(1) 配付資料

① 実施要領

② 仕様書

③ 「令和7年度みやざき小中学校学習状況調査」業務企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）

④ 審査表

⑤ 応募様式集

⑥ 契約書案

(2) 配付場所 県ホームページアドレス <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>

(3) 配付期間 令和7年4月9日(水)から令和7年4月22日(火)まで

※ 本要領、仕様書、作成要領、審査表、応募様式集、契約書案については、県ホームページからダウンロードする。

※ 資料の郵送を希望する者は、本要領4の担当課まで問い合わせること。

6 企画提案競技に参加する者に必要な資格

企画提案競技に参加できるのは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づき競争入札参加資格者名簿に登載された者

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者

(4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者

(5) 県税に未納がない者

(6) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者

(7) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

7 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

8 スケジュール(予定)

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 公告 | 令和7年4月 9日(水) |
| (2) 参加申請期限 | 令和7年4月22日(火) |
| (3) 質問書受付期限 | 令和7年4月30日(水) |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和7年5月 8日(木) |
| (5) プレゼンテーション審査 | 令和7年5月14日(水) |
| (6) 委託先決定審査 | 令和7年5月15日(木)～20日(火) |
| (7) 委託先決定 | 令和7年5月21日(水) |

9 参加申請

企画提案競技に参加しようとする者は、次により企画提案競技参加申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して提出すること。

(1) 添付が必要な書類

- ① 申請者の概要が分かる資料(会社案内書等メールアドレスが記載しているもの)
- ② 「業務実績等調書」(様式第2号)
- ③ 代理人を選定した場合は「委任状」(様式第3号)

(2) 提出場所 本要領4の場所

(3) 提出方法 持参又は送付

※ 送付の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。

※ 参加申込書を受け付けた場合は、義務教育課から電話による確認を行うので、申込日の翌日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに連絡が無い場合は、義務教育課に問い合わせること。

（４）提出期限 令和７年４月２２日（火）午後５時まで（送付の場合も必着とする。）

（５）資格審査結果の通知

資格審査結果の通知は、申請者に対し電子メールにより通知する。

10 質問及び回答

（１）質問

本業務及び企画提案競技に関し質問がある場合は、次により質問書（様式第４号）を提出して行うこと。

① 提出方法 電子メール（E-mail アドレス：gimukyoiku@pref.miyazaki.lg.jp）

② 受付期限 令和７年４月３０日（水）午後５時まで

（２）回答

質問者に対し、質問受付日より原則３日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、電子メールで回答する。ただし、内容により必要と考えられる場合は、参加申請者全員に電子メールで当該質問及び回答を送付する。

なお、提出期限までに到達しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、回答しない。

11 辞退

本要領９の参加申請書を提出した後、企画提案書を提出しないこととした場合は、辞退届（様式第５号）を提出すること。

12 企画提案書等の提出

企画提案書及び必要な書類の提出（様式第６号）は、次により行うこと。

（１）提出場所 本要領４の場所

（２）提出方法 持参又は送付

※ 送付の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。

（３）提出期限 令和７年５月８日（木）午後５時まで（送付の場合も必着とする。）

（４）提出部数 正本１部、副本１部、正本の内容を電子データで出力した CD-ROM １枚とする。

（５）提出書類及び提案書の記載事項

作成要領のとおり

13 委託予定事業者の選定方法

プレゼンテーションと書類による企画提案競技方式とし、提出された企画提案について次のとおり審査を行い、最も優れた提案と次点を選定する。

（１）審査内容

プレゼンテーションと提出書類を元に、最も優れた提案と次点を選定する。

① 選定結果の通知

審査参加者に対して電子メール及び書面により通知する。

② 審査基準

別紙「審査表」に基づき審査を行う。

(2) 非選定理由に関する事項

審査の結果、非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面（様式は自由）により、宮崎県知事に対して、非選定理由について説明を求めることができる。

(3) 非選定理由の説明に関する事項

宮崎県知事は、(2)の非選定理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に書面により回答する。

(4) 非選定理由の説明に関する受付

- ① 受付場所 宮崎県教育庁 義務教育課 義務教育・学力向上第二担当
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで

14 委託事業者の決定及び契約

(1) 最優秀提案者と委託業務に関する詳細について協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、予算の範囲内で随意契約を行う。

(2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

15 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

16 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき
- (3) 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- (4) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- (5) 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- (6) (1) から (5) に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

17 その他の留意事項

- (1) 提案に必要な費用は各提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返還しない。
- (3) 提出された企画提案書は提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 見積額については、県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度、見積書を求める。
- (6) この説明書に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）による。